

## 第三級総合無線通信士「法規」試験問題

20問 1時間30分

A-1 無線局の免許の申請の審査に関する次の事項のうち、電波法（第7条）の規定に照らし、総務大臣が海上移動業務の無線局の免許の申請書を受理し、その審査をする際に、審査する事項に該当しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 周波数の割当てが可能であること。
- 2 その無線局の業務を遂行するに足りる財政的基礎があること。
- 3 工事設計が電波法第3章（無線設備）に定める技術基準に適合すること。
- 4 総務省令で定める無線局（放送をする無線局（電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。）を除く。）の開設の根本的基準に合致すること。

A-2 次の記述は、海上移動業務の無線局の予備免許について述べたものである。電波法（第8条）の規定に照らし、□内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の□内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 総務大臣は、電波法第7条（申請の審査）の規定により審査した結果、その申請が同条第1項各号に適合していると認めるときは、申請者に対し、次に掲げる事項を指定して、無線局の予備免許を与える。
  - (1) □ A
  - (2) □ B
  - (3) 呼出符号（標識符号を含む。）、呼出名称その他の総務省令で定める識別信号
  - (4) □ C
  - (5) 運用許容時間
- ② 総務大臣は、予備免許を受けた者から申請があった場合において、相当と認めるときは、①の(1)の□ A を延長することができる。

A	B	C
1 工事落成の期限	送信装置の発射可能な電波の型式及び周波数の範囲	実効輻射電力
2 工事落成の期限	電波の型式及び周波数	空中線電力
3 工事着手の期限	電波の型式及び周波数	実効輻射電力
4 工事着手の期限	送信装置の発射可能な電波の型式及び周波数の範囲	空中線電力

A-3 次の記述は、海上移動業務の無線局の主任無線従事者の講習について述べたものである。電波法施行規則（第34条の7）の規定に照らし、□内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 電波法第39条（無線設備の操作）第7項の規定により、免許人は、主任無線従事者を選任したときは、当該主任無線従事者に選任の日から□ A 以内に□ B に関し総務大臣の行う講習を受けさせなければならない。
- ② 免許人は、①の講習を受けた主任無線従事者にその講習を受けた日から□ C に講習を受けさせなければならない。当該講習を受けた日以降についても同様とする。
- ③ ①及び②の規定にかかわらず、船舶が航行中であるとき、その他総務大臣が①及び②によることが困難又は著しく不合理であると認めるときは、総務大臣が別に告示するところによる。

A	B	C
1 6箇月	無線設備の操作の監督	3年以内
2 6箇月	無線局の運用	5年以内
3 3箇月	無線設備の操作の監督	5年以内
4 3箇月	無線局の運用	3年以内

A-4 次の表の各欄の記述は、電波の型式の記号表示と主搬送波の変調の型式、主搬送波を変調する信号の性質及び伝送情報の型式に分類して表す電波の型式を示したものである。電波法施行規則（第4条の2）の規定に照らし、□内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

電波の型式 の 記 号	電 波 の 型 式		
	主搬送波の変調の型式	主搬送波を変調する信号の性質	伝送情報の型式
A 3 E	振幅変調で両側波帶	アナログ信号である单一チャネルのもの	電話(音響の放送を含む。)
F 1 B	角度変調で周波数変調	B	C
J 3 E	A	アナログ信号である单一チャネルのもの	電話(音響の放送を含む。)
P O N	パルス変調で無変調パルス列	変調信号のないもの	無情報

- | A                       | B   | C                |
|-------------------------|---|------------------|
| 1 振幅変調で全搬送波による<br>単側波帶  | デジタル信号である2以上のチャネルのもの                          | 電信(自動受信を目的とするもの) |
| 2 振幅変調で抑圧搬送波による<br>単側波帶 | デジタル信号である单一チャネルのものであって、<br>変調のための副搬送波を使用しないもの | 電信(自動受信を目的とするもの) |
| 3 振幅変調で全搬送波による<br>単側波帶  | デジタル信号である单一チャネルのものであって、<br>変調のための副搬送波を使用しないもの | 電信(聴覚受信を目的とするもの) |
| 4 振幅変調で抑圧搬送波による<br>単側波帶 | デジタル信号である2以上のチャネルのもの                          | 電信(聴覚受信を目的とするもの) |

A-5 海上移動業務の無線局の運用に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。電波法（第52条、第53条、第56条及び第58条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 海岸局及び船舶局の行う通信には、暗語を使用してはならない。
- 2 無線局を運用する場合においては、無線設備の設置場所、識別信号、電波の型式及び周波数は、免許状に記載されたところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。
- 3 無線局は、免許状に記載された目的又は通信の相手方若しくは通信事項の範囲を超えて運用してはならない。ただし、遭難通信、緊急通信、安全通信、非常通信、放送の受信その他総務省令で定める通信については、この限りでない。
- 4 無線局は、他の無線局又は電波天文業務の用に供する受信設備その他の総務省令で定める受信設備（無線局のものを除く。）で総務大臣が指定するものにその運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用しなければならない。ただし、遭難通信、緊急通信、安全通信及び非常通信については、この限りでない。

A-6 次の記述は、無線通信の秘密の保護について述べたものである。電波法（第59条）の規定に照らし、□内に入るべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、A行われる無線通信（電気通信事業法第4条（秘密の保護）第1項又は第164条（適用除外等）第2項の通信であるものを除く。）をBしてはならない。

- | A             | B                          |
|---------------|----------------------------|
| 1 特定の周波数を使用して | 傍受                         |
| 2 特定の周波数を使用して | 傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用 |
| 3 特定の相手方に対して  | 傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用 |
| 4 特定の相手方に対して  | 傍受                         |

A-7 次の記述は、海上移動業務の無線電話通信における呼出しの反復及び再開等について述べたものである。無線局運用規則（第21条、第22条、第18条及び第58条の11）の規定に照らし、□内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 海上移動業務における呼出しが、**A**において2回反復することができる。呼出しを反復しても応答がないときは、少なくとも**B**の間隔をおかなければ、呼出しを再開してはならない。
- ② 無線局は、自局の呼出しが他の既に行われている通信に混信を与える旨の通知を受けたときは、直ちに**C**しなければならない。無線設備の機器の試験又は調整のための電波の発射についても同様とする。

	A	B	C
1	5分間の間隔	3分間	その空中線電力を低下して通信
2	5分間の間隔	5分間	その呼出しを中止
3	2分間の間隔	3分間	その呼出しを中止
4	2分間の間隔	5分間	その空中線電力を低下して通信

A-8 次の記述は、海上移動業務の無線電話通信における不確実な呼出しに対する応答について述べたものである。無線局運用規則（第26条及び第18条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局は、自局に対する呼出しを受信した場合において、呼出局の呼出名称が不確実であるときは、その呼出しが反復され、かつ、呼出局の呼出名称が確実に判明するまで応答してはならない。
- 2 無線局は、自局に対する呼出しであることが確実でない呼出しを受信したときは、応答事項のうち、相手局の呼出名称の代わりに「誰かこちらを呼びましたか」の略語を使用して、直ちに応答しなければならない。
- 3 無線局は、自局に対する呼出しを受信した場合において、呼出局の呼出名称が不確実であるときは、応答事項のうち相手局の呼出名称の代わりに「誰かこちらを呼びましたか」の略語を使用して、直ちに応答しなければならない。
- 4 無線局は、自局に対する呼出しを受信した場合において、呼出局の呼出名称が不確実であるときは、応答事項のうち相手局の呼出名称の代わりに「貴局名は何ですか」の略語を使用して、直ちに応答しなければならない。

A-9 次の記述は、海上移動業務の通信における電波を発射する前の措置について述べたものである。無線局運用規則（第19条の2）の規定に照らし、□内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 無線局は、相手局を呼び出そうとするときは、電波を発射する前に、**A**に調整し、自局の発射しようとする**B**によって聴守し、他の通信に混信を与えないことを確かめなければならない。ただし、遭難通信、緊急通信、安全通信及び電波法第74条（非常の場合の無線通信）第1項に規定する通信を行う場合は、この限りでない。
- ② ①の場合において、他の通信に混信を与えるおそれがあるときは、**C**でなければ呼出しをしてはならない。

	A	B	C
1	受信機を最良の感度	電波の周波数その他必要と認める周波数	その通信が終了した後
2	受信機を最良の感度	電波の周波数	少なくとも10分間経過した後
3	送信機を最良の動作状態	電波の周波数その他必要と認める周波数	少なくとも10分間経過した後
4	送信機を最良の動作状態	電波の周波数	その通信が終了した後

A-10 次の記述は、遭難通信の取扱いについて述べたものである。電波法（第66条）の規定に照らし、□内に入るべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 海岸局及び船舶局は、遭難通信を受信したときは、□A、かつ、□Bに対して通報する等総務省令で定めるところにより救助の通信に関し最善の措置をとらなければならない。
- ② 無線局は、遭難信号又は電波法第52条（目的外使用の禁止等）第1号の総務省令で定める方法により行われる無線通信を受信したときは、□Cを直ちに中止しなければならない。

A	B	C
1 できる限り直ちにこれに応答し	通信可能の範囲内にあるすべての無線局	遭難通信を妨害するおそれのある電波の発射
2 できる限り直ちにこれに応答し	遭難している船舶又は航空機を救助するため最も便宜な位置にある無線局	すべての電波の発射
3 他の一切の無線通信に優先して、直ちにこれに応答し	遭難している船舶又は航空機を救助するため最も便宜な位置にある無線局	遭難通信を妨害するおそれのある電波の発射
4 他の一切の無線通信に優先して、直ちにこれに応答し	通信可能の範囲内にあるすべての無線局	すべての電波の発射

A-11 次の記述は、遭難警報に対する応答について述べたものである。無線局運用規則（第81条の8）の規定に照らし、□内に入るべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の□内には、同じ字句が入るものとする。

船舶局は、遭難警報を受信した場合において、これに応答するときは、当該遭難警報を受信した周波数と関連する無線局運用規則第70条の2（使用電波）第1項第3号に規定する周波数の電波（デジタル選択呼出通信に引き続いて無線電話を使用する場合のもの）を使用して、□Aにより、次に掲げるものを順次送信して行うものとする。

- (1) □B（又は「遭難」） 1回  
(2) □C 3回  
(3) こちらは 1回  
(4) 自局の識別信号 3回  
(5) 受信しました 1回  
(6) □B（又は「遭難」） 1回

A	B	C
1 デジタル選択呼出装置	メーデー	各局
2 デジタル選択呼出装置	パン パン	遭難警報を送信した無線局の識別信号
3 無線電話	メーデー	遭難警報を送信した無線局の識別信号
4 無線電話	パン パン	各局

A-12 次の記述は、安全通信について述べたものである。電波法（第52条及び第68条）の規定に照らし、□内に入るべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 安全通信とは、□A 安全信号を前置する方法その他総務省令で定める方法により行う無線通信をいう。  
② 海岸局及び船舶局は、□B 安全通信を取り扱わなければならない。  
③ 海岸局及び船舶局は、安全信号又は電波法第52条（目的外使用の禁止等）第3号の総務省令で定める方法により行われる無線通信を受信したときは、その通信が□C その安全通信を受信しなければならない。

A	B	C
1 船舶又は航空機の航行に対する重大な危険を予防するために	他の通信に優先して	終了するまで
2 船舶又は航空機が急迫の危険に陥るおそれがある場合に	速やかに、かつ、確実に	終了するまで
3 船舶又は航空機が急迫の危険に陥るおそれがある場合に	他の通信に優先して	自局に係わらないことを確認するまで
4 船舶又は航空機の航行に対する重大な危険を予防するために	速やかに、かつ、確実に	自局に係わらないことを確認するまで

A-13 船舶局の免許状及び無線従事者免許証に関する次の記述のうち、電波法（第14条、第21条及び第24条）及び電波法施行規則（第38条）の規定に照らし、誤っているものを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 総務大臣は、船舶局の免許を与えたときは、免許状を交付する。
- 2 船舶局の免許がその効力を失ったときは、免許人であった者は、1箇月以内にその免許状を返納しなければならない。
- 3 免許人は、免許状に記載した事項に変更を生じたときは、その免許状を総務大臣に提出し、訂正を受けなければならぬ。
- 4 無線従事者がその業務に従事しているときは、免許証（船舶局無線従事者証明を要することとされた者については、免許証及び船舶局無線従事者証明書）は、無線局の検査の際に検査職員に提示することができるよう無線局に保管しておかなければならない。

A-14 次に掲げるもののうち、免許人（包括免許人を除く。）が無線局の免許を取り消されることがあるときに該当しないものはどれか。電波法（第76条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 免許人が正当な理由がないのに、無線局の運用を引き続き3箇月以上休止したとき。
- 2 免許人が無線局の運用の停止の命令又は運用許容時間、周波数若しくは空中線電力の制限の処分に従わないとき。
- 3 免許人が不正な手段により、無線局の免許を受け、又は無線設備の設置場所の変更若しくは無線設備の変更の工事の許可を受けたとき。
- 4 免許人が電波法又は放送法に規定する罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者に該当するに至ったとき。

A-15 次の記述は、遭難警報等について述べたものである。無線通信規則（第32条）の規定に照らし、□内に入るべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 遭難警報又は遭難呼出しの送信は、移動体又は人が A にさらされており、即時の救助を求めていることを示す。
- ② 遭難警報又は遭難呼出し及びそれに続く通報は、B の責任者の命令によってのみ送信する。
- ③ 遭難警報又は遭難呼出しを受信した船舶局は、できる限り速やかに、C にその遭難警報の内容を通報する。

	A	B	C
1	危険	移動局又は移動地球局	船舶の指揮者又は責任者
2	危険	移動局又は移動地球局を有する船舶、航空機又はその他の移動体	船舶の指揮者又は責任者及び救難調整本部
3	重大かつ急迫な危険	移動局又は移動地球局	船舶の指揮者又は責任者及び救難調整本部
4	重大かつ急迫な危険	移動局又は移動地球局を有する船舶、航空機又はその他の移動体	船舶の指揮者又は責任者

B-1 次の記述は、海上移動業務の無線局の免許内容の変更について述べたものである。電波法（第17条）の規定に照らし、□内に入るべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

- ① 免許人は、A 若しくは無線設備の設置場所を変更し、又は無線設備の変更の工事をしようとするときは、あらかじめイ なければならない。ただし、無線設備の変更の工事であって、総務省令で定める軽微な事項のものについては、この限りでない。
- ② ①のただし書の無線設備の変更の工事であって、総務省令で定める軽微な事項のものを行ったときは、遅滞なくその旨をウ ならない。
- ③ ①の無線設備の変更の工事は、周波数、電波の型式又はエ に変更を来すものであつてはならず、かつ、電波法第7条（申請の審査）第1項第1号のオ に合致するものでなければならない。

- 1 無線業務日誌に記載しなければ
- 2 実効輻射電力
- 3 総務大臣の許可を受け
- 4 技術基準
- 5 通信の相手方、通信事項
- 6 空中線電力
- 7 無線局の種別、通信の相手方、通信事項
- 8 総務大臣に届け出なければ
- 9 総務大臣の登録を受け
- 10 無線局（放送局を除く。）の開設の根本的基準

B-2 次に掲げる無線設備の操作（注1）のうち、電波法施行令（第3条）の規定に照らし、第三級総合無線通信士の資格の無線従事者が行うことのできる無線設備の操作に該当するものを1、これに該当しないものを2として解答せよ。

注1 アマチュア無線局の無線設備の操作及び多重無線設備の技術操作を除く。以下同じ。

- ア インマルサット船舶地球局の無線設備の操作
- イ レーダーの外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさないものの技術操作
- ウ 漁業用の海岸局の空中線電力250ワット以下の無線電話の操作（国際通信のための通信操作を除く。）
- エ 漁船（注2）の船舶局の空中線電力250ワット以下の無線電話の操作（国際通信のための通信操作を除く。）  
注2 専ら水産動植物の採捕に従事する漁船以外の漁船で国際航海に従事する総トン数300トン以上のものを除く。以下同じ。
- オ 漁船の船舶局の空中線電力250ワット以下のモールス符号を送り、又は受ける無線電信の操作（国際電気通信業務の通信のための通信操作を除く。）

B-3 次の記述は、海上移動業務における遭難呼出し及び遭難通報について述べたものである。無線局運用規則（第76条及び第77条）の規定に照らし、□内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

- ① 遭難呼出しへは、特定の無線局に□ア。
- ② 遭難呼出しへを行った無線局は、□イ、遭難通報を送信しなければならない。
- ③ 遭難通報は、無線電話により次の事項を順次送信して行うものとする。
  - (1) 「□ウ」又は「遭難」
  - (2) 遭難した船舶又は航空機の□エ
  - (3) 遭難した船舶又は航空機の位置、□オ及び状況並びに必要とする救助の種類その他救助のため必要な事項
- ④ ③の(3)の位置は、原則として経度及び緯度をもって表すものとする。ただし、著名な地理上の地点からの真方位及び海里で示す距離によって表すことができる。

- |                         |                             |         |
|-------------------------|-----------------------------|---------|
| 1 遭難の種類                 | 2 あててはならない                  | 3 メーデー  |
| 4 できる限り速やかにその遭難呼出しへに続いて | 5 パン パン                     | 6 遭難の時刻 |
| 7 所有者又は運行者              | 8 あてなければならない                |         |
| 9 名称又は識別                | 10 その遭難呼出しへに対する応答を受信した後速やかに |         |

B-4 次に掲げるもののうち、電波法（第73条）の規定に照らし、総務大臣がその職員を無線局に派遣し、その無線設備等を検査させることができるとときに該当するものを1、これに該当しないものを2として解答せよ。

- ア 無線局のある船舶又は航空機が外国へ出港しようとするとき。
- イ 無線局の発射する電波の質が総務省令で定めるものに適合しないと認め、電波の発射の停止を命じたとき。
- ウ 電波利用料を納めないため督促状によって督促を受けた免許人が、指定の期限までにその督促に係る電波利用料を納めないとき。
- エ 総務大臣が、電波法第7条（申請の審査）の規定により再免許の申請を審査した結果、その申請が同条の規定に適合していると認め、無線局の再免許を与えたとき。
- オ 無線局の発射する電波の質が総務省令で定めるものに適合しないと認め電波の発射の停止を命じた無線局からその発射する電波の質が総務省令で定めるものに適合するに至った旨の申出があったとき。

B-5 次に掲げる事項のうち、電波法施行規則（第40条）の規定に照らし、義務船舶局の無線業務日誌に記載しなければならない事項に該当するものを1、これに該当しないものを2として解答せよ。

- ア 機器の故障の事実、原因及びこれに対する措置の内容
- イ 無線局運用規則第7条に規定する双方向無線電話の機能試験の結果の詳細
- ウ レーダーの維持の概要及びその機能上又は操作上に現れた特異現象の詳細
- エ 船舶の位置、方向、気象状況その他船舶の安全に関する事項の通信の概要
- オ 無線機器の試験又は調整のため電波を発射したときの使用電波の型式及び周波数